

最高裁人能第285号

(人い-07)

平成28年3月25日

高等裁判所長官 殿

地方裁判所長 殿

家庭裁判所長 殿

最高裁判所事務総長 戸 倉 三 郎

裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の勤務時間等について（通達）

裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員（一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成6年法律第33号。以下「勤務時間法」という。）第23条（国家公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第109号。以下「育児休業法」という。）第25条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する常勤を要しない職員を除く。以下「一般職員」という。）の勤務時間、休日、休暇及び育児時間については、下記により取り扱ってください。

記

## 第1 人事院規則の準用等

- 1(1) 裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の勤務時間等に関する規則（平成28年最高裁判所規則第3号。以下「勤務時間等規則」という。）において準用する人事院規則は、別紙第1に掲げるものとする。
- (2) 別紙第2に掲げる勤務時間等規則において準用する人事院規則の規定に基づいて発せられた人事院事務総長通知の定めは、一般職員の人事行政の性質に反しない定めに関し、一般職員に準用する。

(3) 勤務時間等規則において準用する人事院規則の規定に基づいて人事院事務総局の局課等の長により発せられた通知の定めは、一般職員の人事行政の性質に反しない定めに関り、一般職員に準用する。

2(1) 勤務時間法、別紙第1に掲げる人事院規則、別紙第2に掲げる通知及び1の(3)において準用する通知の定め中「行政執行法人職員等」とあるのは、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の職員、一般職員以外の国家公務員、地方公務員並びに国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号）第9条の2各号に掲げる法人、同令第9条の4各号に掲げる法人（同令第9条の2各号に掲げる法人を除く。）及び特別の法律の規定により国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第7条の2の規定の適用について同条第1項に規定する公庫等職員とみなされる者を使用する法人に使用される者をいう。

(2) 規則10—6運用通知の定め中「昭和41年2月19日総理府総務副長官依命通知総人局第93号第3項又は第4項の規定」とあるのは、「平成6年12月27日付け最高裁人能A第37号人事局長通達「レクリエーション行事の実施等について」記2又は記3の(4)の定め」と読み替えるものとする。

## 第2 権限の委任

別表第1の左欄に掲げる一般職員に対する次に掲げる事項に関する権限は、同表の右欄に掲げる裁判所に委任する。ただし、同表の右欄に掲げる裁判所は、規則15—14第16条の2の2第3項に規定する超過勤務に係る要因の整理、分析及び検証に関する事項の権限を、更に当該裁判所の長以外の者に委任することはできない。

1 第3の2から8までの定めによる勤務時間及び休憩時間（以下「勤務時間等」という。）の割振りに関する事項（同7の(1)の窓口対応等の業務を行う必要がある者の指定に関する事項を含む。）

2 勤務時間法第7条第1項に規定する週休日及び勤務時間の割振りに関する事

項

- 3 勤務時間法第8条に規定する週休日の振替等に関する事項
- 4 勤務時間法第13条に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務を命ずることに関する事項
- 5 勤務時間法第13条の2第1項に規定する超勤代休時間の指定に関する事項
- 6 勤務時間法第15条第1項に規定する休日の代休日の指定に関する事項
- 7 勤務時間法第17条第3項及び第21条に規定する休暇の承認に関する事項
- 8 勤務時間法第20条第1項に規定する指定期間の指定に関する事項
- 9 規則10—4第21条の2に規定する総合的な健康診査を受けるため勤務しないことの承認に関する事項
- 10 規則10—6第5条に規定するレクリエーション行事に参加するため勤務しないことの承認に関する事項
- 11 規則10—7第5条に規定する妊産婦である女子職員の健康診査及び保健指導を受けるため勤務しないことの承認に関する事項
- 12 規則10—7第6条に規定する妊産婦である女子職員の業務軽減及び妊娠中の女子職員の休息し、又は補食するため勤務しないことの承認に関する事項
- 13 規則10—7第7条に規定する妊娠中の女子職員の通勤緩和の承認に関する事項
- 14 規則10—7第9条に規定する産後の就業制限に関する事項
- 15 規則10—11第3条に規定する育児を行う一般職員の早出遅出勤務に関する事項
- 16 規則10—11第6条に規定する育児を行う一般職員の深夜勤務の制限に関する事項
- 17 規則10—11第9条及び第10条に規定する育児を行う一般職員の超過勤務の制限に関する事項
- 18 規則10—11第13条に規定する介護を行う一般職員の早出遅出勤務並

びに深夜勤務及び超過勤務の制限に関する事項

19 育児休業法第26条に規定する育児時間の承認に関する事項

### 第3 勤務時間等の割振り

1 一般職員の月曜日から金曜日までの勤務時間等は、次のとおりとする。

勤務時間	午前8時30分から午後5時まで
休憩時間	午後零時15分から午後1時まで

2(1) 1の定めにかかわらず、規則15—14第7条第4項の規定に基づき、休憩時間を30分に短縮すること（以下「休憩時間短縮」という。）となった一般職員の勤務時間等は、別表第2の割振り区分欄に掲げる区分に従い、同表の勤務時間欄及び休憩時間欄記載のとおりとすることができる。

(2) (1)の場合の勤務時間等の割振りは、割振り区分を指定することにより行う。

3(1) 1及び2の定めにかかわらず、別紙第3記載の庁に勤務する一般職員の勤務時間等は別表第3の、別紙第4記載の庁に勤務する一般職員の勤務時間等は別表第4の、各割振り区分欄に掲げる区分に従い、各表の勤務時間欄及び休憩時間欄記載のとおりとすることができる。

(2) (1)の定めにかかわらず、別紙第3記載の庁に勤務する一般職員のうち、休憩時間短縮をした者の勤務時間等は別表第5の、別紙第4記載の庁に勤務する一般職員のうち、休憩時間短縮をした者の勤務時間等は別表第6の、各割振り区分欄に掲げる区分に従い、各表の勤務時間欄及び休憩時間欄記載のとおりとすることができる。

(3) (1)及び(2)の場合の勤務時間等の割振りは、割振り区分を指定することにより行うとともに、当該一般職員が月の初日から当該割振り後の勤務時間で勤務するように割り振る。ただし、月の途中で異動した等の一般職員に対しては、当該異動等の日から当該割振り後の勤務時間で勤務するように割り振る。

4(1) 1から3までの定めにかかわらず、次に掲げる一般職員については、始業及び終業の時刻をあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振り

による勤務（以下「早出遅出勤務」という。）をさせることができる。

ア 規則10—11第3条（規則10—11第13条において準用する場合を含む。）の早出遅出勤務をする必要がある一般職員

イ 規則15—14第4条の5の2に規定する職員に該当する一般職員であって、その有する事情に応じて早出遅出勤務をする必要があるもの

ウ 公務の運営上の事情により早出遅出勤務をさせる必要がある一般職員

(2)ア (1)のア及びイに該当する一般職員の勤務時間等は、別表第7の割振り区分欄に掲げる区分に従い、同表の勤務時間欄及び休憩時間欄記載のとおりとする。

イ (1)のア及びイに該当する一般職員のうち、休憩時間短縮をした者の勤務時間等は、別表第8の割振り区分欄に掲げる区分に従い、同表の勤務時間欄及び休憩時間欄記載のとおりとする。

ウ (1)のイに該当する一般職員について特に必要があると認めるときは、ア及びイ以外の勤務時間等とすることができる。

(3)ア (1)のウに該当する一般職員の勤務時間等は、別表第9の割振り区分欄に掲げる区分に従い、同表の勤務時間欄及び休憩時間欄記載のとおりとする。

イ (1)のウに該当する一般職員のうち、休憩時間短縮をした者の勤務時間等は、別表第10の割振り区分欄に掲げる区分に従い、同表の勤務時間欄及び休憩時間欄記載のとおりとする。

(4) (2)及び(3)の場合の勤務時間等の割振りは、割振り区分を指定することにより行う。

5(1) 育児休業法第12条に規定する育児短時間勤務の承認を受けた一般職員の勤務時間等は、同条第1項第1号に規定する勤務形態を承認された一般職員については別表第11の、同項第2号に規定する勤務形態を承認された一般職員については別表第12の、各割振り区分欄に掲げる区分に従い、各表の勤務時間欄及び休憩時間欄記載のとおりとすることができる。

(2) (1)の場合の勤務時間等の割振りは、割振り区分を指定することにより行う。

6(1)ア 勤務時間法第6条第3項の規定に基づく一般職員の勤務時間の割振りは、規則15—14第3条第1項各号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

(ア) 始業時刻は、午前8時30分から午前10時までの間に設定すること。

(イ) 終業時刻は、午後3時45分（休憩時間短縮をした者については、午後3時30分）から午後6時までの間に設定すること。

(ウ) 午前10時から午後3時45分まで（休憩時間短縮をした者については、午前10時から午後3時30分まで）は、勤務時間法第6条第3項の規定により勤務時間を割り振る一般職員に共通する勤務時間とすること。

イ 勤務時間法第6条第4項の規定に基づく一般職員の勤務時間の割振り等は、規則15—14第4条の3第1項各号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

(ア) 始業時刻は、午前8時から午前10時までの間に設定すること。

(イ) 終業時刻は、午後3時15分（休憩時間短縮をした者については、午後3時）から午後6時までの間に設定すること。

(ウ) 午前10時から午後3時15分まで（休憩時間短縮をした者については、午前10時から午後3時まで）は、勤務時間法第6条第4項の規定により勤務時間を割り振る一般職員に共通する勤務時間とすること。

ウ(ア) 勤務時間法第6条第3項の規定による勤務時間の割振りに係る単位期間（規則15—14第4条の2において規定する期間をいう。以下同じ。）が始まる日は、規則15—14運用通知記第3の第15項(1)に定める場合を除き、同一の日とする。

(イ) 勤務時間法第6条第4項の規定による勤務時間の割振り等に係る単位期間が始まる日は、毎月曜日とする。

(2) 勤務時間法第6条第3項又は第4項の適用を受ける一般職員の月曜日から金曜日までの間の休憩時間については、午後零時15分から午後1時までとする。ただし、当該一般職員のうち休憩時間短縮をした者の休憩時間については、午後零時15分から午後零時45分まで又は午後零時30分から午後1時までのうち、割振り権者（別表第1の右欄に掲げる裁判所及びその委任を受けた者をいう。以下同じ。）が指定する時間とする。

7(1) 1から6までの定めにより勤務時間等を割り振られた一般職員（午後零時15分から午後1時までの間に休憩時間を置かれた一般職員に限る。）のうち午後零時15分から午後1時までの時間帯の全部又は一部において窓口対応等の業務を行う必要がある者として別に指定する者の休憩時間は、休憩時間が45分のものについては別表第13の、休憩時間短縮をしたものについては別表第14の、各割振り区分欄に掲げる区分に従い、各表の休憩時間欄記載のとおりとすることができる。

(2) (1)の場合の勤務時間等の割振りは、別表第13又は別表第14の割振り区分を指定することにより休憩時間を置くことで行う。

8 次に掲げる場合には、1から7までの定めによらず、勤務時間等を割り振ることができる。

(1) 規則15—14第4条の5の2に規定する職員に該当する一般職員についてその有する事情により必要があると認める場合において、規則15—14運用通知記第3の第6項の(3)の定めにより休憩時間を置き、又は延長し、並びに同第6の第3項の定めにより休憩時間を分割し、第4項の(3)の定めにより休憩時間を延長し、第5項の(6)の定めにより休憩時間を短縮し、及び第6項の定めにより休憩時間を加えるとき。

(2) 一般職員について特に必要があると認めるとき。

9 割振り権者は、勤務時間法第6条第3項又は第4項の規定に基づき勤務時間等を割り振る場合には、次に掲げる場合を除き、あらかじめ最高裁判所事務総

局人事局長（以下「人事局長」という。）に協議しなければならない。

(1) 一般職員の勤務時間法第6条第3項に規定する申告が次に掲げる基準に適合する場合

ア 始業時刻は、午前8時30分から午前9時30分までの間に設定されていること。

イ 終業時刻は、午後5時00分（休憩時間短縮をした一般職員については午後4時45分）から午後6時までの間に設定されていること。

ウ 一日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものであること。

エ 単位期間中の勤務時間が割り振られた全ての日において、始業時刻及び終業時刻が、それぞれ同一の時刻に設定されていること。

(2) 一般職員の勤務時間法第6条第4項に規定する申告が次に掲げる基準に適合する場合

ア 始業時刻は、午前8時から午前9時30分までの間に設定されていること。

イ 勤務時間法第6条第1項の規定による週休日に加えて当該一般職員の週休日を設けるものではないこと。

ウ 単位期間を1週間としていること。

10 割振り権者は、次に掲げる場合には、あらかじめ人事局長の承認を得なければならない。

(1) 勤務時間法第7条第1項の規定に基づき週休日及び勤務時間を割り振るとき。

(2) 8の(2)の定めに基づき、勤務時間等を割り振るとき。

#### 第4 その他

この通達に定めるもののほか、勤務時間、休日、休暇及び育児時間に関し必要な事項は、人事局長が定める。

付 記



- 1 この通達は、平成28年4月1日から実施する。ただし、記第3の7の定めに基づく一般職員の勤務時間の割振り等については、同年5月16日から実施するとともに、勤務時間法第6条第3項の規定による勤務時間の割振りに係る単位期間のうち、最初の単位期間の始まる日は、同日とする。
- 2 この通達の定めによる勤務時間等の割振りに必要な人事局長との協議その他の準備行為は、この通達の実施前においても、行うことができる。
- 3 この通達の実施前に行われた勤務時間等の割振りであって、別表第2から別表第14までに掲げる勤務時間等と同じ勤務時間等を割り振るものは、記第3の2から6までの定めによりなされた勤務時間等の割振りとみなす。
- 4 平成28年4月1日から同年5月15日までの間、別紙第3記載の庁のうち東京高等裁判所管内にある庁に勤務する職員に対する記第3の3の定め適用については、別表第3の定め中「午前9時15分から午後5時45分まで」とあるのは「午前9時20分から午後5時50分まで」と、別表第5の定め中「午前9時15分から午後5時30分まで」とあるのは「午前9時20分から午後5時35分まで」と、それぞれ読み替えるものとする。
- 5 平成28年4月1日から人事局長が定める日までの間、記第3の5の(1)の定め適用については、同定め中「1から4までの定めにより勤務時間等を割り振られた一般職員（午後零時15分から午後1時までの間に休憩時間を置かれた一般職員に限る。）」とあるのは「1から4までの定めにより勤務時間等を割り振られた一般職員」と読み替えるものとする。

付 記（平成28年12月26日付け最高裁人能第1488号）

この通達は、平成29年1月1日から実施する。

付 記（平成30年3月29日付け最高裁人能第209号）

この通達は、平成30年4月1日から実施する。

付 記（令和元年9月20日付け最高裁人能第1158号）

この通達は、令和元年10月1日から実施する。

(別紙第1)

- 1 人事院規則10-4 (職員の保健及び安全保持) (以下「規則10-4」という。)
- 2 人事院規則10-6 (職員のレクリエーションの根本基準) (以下「規則10-6」という。)
- 3 人事院規則10-7 (女子職員及び年少職員の健康, 安全及び福祉) (以下「規則10-7」という。)
- 4 人事院規則10-11 (育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務並びに深夜勤務及び超過勤務の制限) (以下「規則10-11」という。)
- 5 人事院規則15-14 (職員の勤務時間, 休日及び休暇) (以下「規則15-14」という。)
- 6 人事院規則19-0 (職員の育児休業等) (育児短時間勤務職員に対する勤務時間等の割振り及び育児時間に関する規定に限る。)

(別紙第2)

- 1 昭和62年12月25日付け職福一691人事院事務総長通知「人事院規則10—4(職員の保健及び安全保持)の運用について」
- 2 昭和41年2月19日付け職能一107人事院事務総長通知「人事院規則10—6(職員のレクリエーションの根本基準)の運用について」(以下「規則10—6運用通知」という。)
- 3 昭和61年3月15日付け職福一121人事院事務総長通知「人事院規則10—7(女子職員及び年少職員の健康,安全及び福祉)の運用について」
- 4 平成10年11月13日付け職福一443人事院事務総長通知「人事院規則10—11(育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務並びに深夜勤務及び超過勤務の制限)の運用について」
- 5 平成6年7月27日付け職職一328人事院事務総長通知「職員の勤務時間,休日及び休暇の運用について」(以下「規則15—14運用通知」という。)
- 6 平成8年12月20日付け職職一489人事院事務総長通知「「職員の勤務時間,休日及び休暇の運用について」第14の第1項(4)ケの「事務総長が定めるもの」の指定について」
- 7 平成4年1月17日付け職福一20人事院事務総長通知「育児休業等の運用について」(育児短時間勤務職員に対する勤務時間等の割振り及び育児時間に関する定めに限る。)
- 8 平成30年12月13日付け職職一259人事院事務総長通知「早出遅出勤務に係る休憩時間の特例について」

(別紙第3)

時差通勤4班体制実施庁

1 高等裁判所

東京高等裁判所，知的財産高等裁判所，大阪高等裁判所

2 地方裁判所

東京地方裁判所，東京地方裁判所立川支部，横浜地方裁判所，横浜地方裁判所川崎支部，横浜地方裁判所相模原支部，横浜地方裁判所横須賀支部，横浜地方裁判所小田原支部，大阪地方裁判所，大阪地方裁判所堺支部，大阪地方裁判所岸和田支部

3 家庭裁判所

東京家庭裁判所，東京家庭裁判所立川支部，横浜家庭裁判所，横浜家庭裁判所川崎支部，横浜家庭裁判所相模原支部，横浜家庭裁判所横須賀支部，横浜家庭裁判所小田原支部，大阪家庭裁判所，大阪家庭裁判所堺支部，大阪家庭裁判所岸和田支部

4 簡易裁判所

東京簡易裁判所，八王子簡易裁判所，立川簡易裁判所，武蔵野簡易裁判所，青梅簡易裁判所，町田簡易裁判所，横浜簡易裁判所，神奈川簡易裁判所，保土ヶ谷簡易裁判所，川崎簡易裁判所，鎌倉簡易裁判所，藤沢簡易裁判所，相模原簡易裁判所，横須賀簡易裁判所，平塚簡易裁判所，小田原簡易裁判所，厚木簡易裁判所，大阪簡易裁判所，大阪池田簡易裁判所，豊中簡易裁判所，吹田簡易裁判所，茨木簡易裁判所，東大阪簡易裁判所，枚方簡易裁判所，堺簡易裁判所，富田林簡易裁判所，羽曳野簡易裁判所，岸和田簡易裁判所，佐野簡易裁判所

5 検察審査会

東京第一検察審査会，東京第二検察審査会，東京第三検察審査会，東京第四検察審査会，東京第五検察審査会，東京第六検察審査会，立川検察審査会，横浜第一検察審査会，横浜第二検察審査会，横浜第三検察審査会，横須賀検察審査会，

小田原檢察審査会，大阪第一檢察審査会，大阪第二檢察審査会，大阪第三檢察審査会，大阪第四檢察審査会，堺檢察審査会，岸和田檢察審査会

(別紙第4)

### 時差通勤3班体制実施庁

#### 1 高等裁判所

名古屋高等裁判所，広島高等裁判所，福岡高等裁判所，仙台高等裁判所

#### 2 地方裁判所

さいたま地方裁判所，さいたま地方裁判所越谷支部，さいたま地方裁判所川越支部，さいたま地方裁判所熊谷支部，さいたま地方裁判所秩父支部，千葉地方裁判所，千葉地方裁判所佐倉支部，千葉地方裁判所松戸支部，千葉地方裁判所木更津支部，京都地方裁判所，京都地方裁判所園部支部，神戸地方裁判所，神戸地方裁判所伊丹支部，神戸地方裁判所尼崎支部，神戸地方裁判所明石支部，神戸地方裁判所姫路支部，奈良地方裁判所，奈良地方裁判所葛城支部，大津地方裁判所，名古屋地方裁判所，名古屋地方裁判所一宮支部，名古屋地方裁判所半田支部，名古屋地方裁判所岡崎支部，名古屋地方裁判所豊橋支部，広島地方裁判所，福岡地方裁判所，福岡地方裁判所小倉支部，福岡地方裁判所行橋支部，仙台地方裁判所，仙台地方裁判所大河原支部，仙台地方裁判所古川支部，仙台地方裁判所石巻支部，盛岡地方裁判所

#### 3 家庭裁判所

さいたま家庭裁判所，さいたま家庭裁判所越谷支部，さいたま家庭裁判所川越支部，さいたま家庭裁判所熊谷支部，さいたま家庭裁判所秩父支部，さいたま家庭裁判所久喜出張所，さいたま家庭裁判所飯能出張所，千葉家庭裁判所，千葉家庭裁判所佐倉支部，千葉家庭裁判所松戸支部，千葉家庭裁判所木更津支部，千葉家庭裁判所市川出張所，京都家庭裁判所，京都家庭裁判所園部支部，神戸家庭裁判所，神戸家庭裁判所伊丹支部，神戸家庭裁判所尼崎支部，神戸家庭裁判所明石支部，神戸家庭裁判所姫路支部，奈良家庭裁判所，奈良家庭裁判所葛城支部，大津家庭裁判所，名古屋家庭裁判所，名古屋家庭裁判所一宮支部，名古屋家庭裁判所半田支部，名古屋家庭裁判所岡崎支部，名古屋家庭裁判所豊橋支部，広島家庭

裁判所，福岡家庭裁判所，福岡家庭裁判所小倉支部，福岡家庭裁判所行橋支部，  
仙台家庭裁判所，仙台家庭裁判所大河原支部，仙台家庭裁判所古川支部，仙台家  
庭裁判所石巻支部，盛岡家庭裁判所

#### 4 簡易裁判所

さいたま簡易裁判所，川口簡易裁判所，大宮簡易裁判所，久喜簡易裁判所，越  
谷簡易裁判所，川越簡易裁判所，飯能簡易裁判所，所沢簡易裁判所，熊谷簡易裁  
判所，本庄簡易裁判所，秩父簡易裁判所，千葉簡易裁判所，佐倉簡易裁判所，松  
戸簡易裁判所，市川簡易裁判所，木更津簡易裁判所，京都簡易裁判所，伏見簡易  
裁判所，右京簡易裁判所，向日町簡易裁判所，木津簡易裁判所，宇治簡易裁判  
所，園部簡易裁判所，亀岡簡易裁判所，神戸簡易裁判所，西宮簡易裁判所，伊丹  
簡易裁判所，尼崎簡易裁判所，明石簡易裁判所，姫路簡易裁判所，加古川簡易裁  
判所，奈良簡易裁判所，葛城簡易裁判所，大津簡易裁判所，名古屋簡易裁判所，  
春日井簡易裁判所，瀬戸簡易裁判所，津島簡易裁判所，一宮簡易裁判所，犬山簡  
易裁判所，半田簡易裁判所，岡崎簡易裁判所，安城簡易裁判所，豊田簡易裁判  
所，豊橋簡易裁判所，新城簡易裁判所，広島簡易裁判所，可部簡易裁判所，福岡  
簡易裁判所，小倉簡易裁判所，折尾簡易裁判所，行橋簡易裁判所，仙台簡易裁判  
所，大河原簡易裁判所，古川簡易裁判所，石巻簡易裁判所，盛岡簡易裁判所

#### 5 検察審査会

さいたま第一検察審査会，さいたま第二検察審査会，川越検察審査会，熊谷検  
察審査会，千葉第一検察審査会，千葉第二検察審査会，松戸検察審査会，木更津  
検察審査会，京都第一検察審査会，京都第二検察審査会，神戸第一検察審査会，  
神戸第二検察審査会，伊丹検察審査会，姫路検察審査会，奈良検察審査会，葛城  
検察審査会，大津検察審査会，名古屋第一検察審査会，名古屋第二検察審査会，  
一宮検察審査会，半田検察審査会，岡崎検察審査会，豊橋検察審査会，広島第一  
検察審査会，広島第二検察審査会，福岡第一検察審査会，福岡第二検察審査会，  
小倉検察審査会，仙台検察審査会，古川検察審査会，盛岡検察審査会

(別表第1)

一 般 職 員 の 区 分	裁判所
高等裁判所（支部を含む。）に勤務する一般職員	高等裁判所
地方裁判所（支部を含む。）並びにその管内にある簡易裁判所及び検察審査会に勤務する一般職員	地方裁判所
家庭裁判所（支部を含む。）に勤務する一般職員	家庭裁判所



(別表第2)

休憩時間短縮における勤務時間等表

割振り区分	勤務時間	休憩時間
A	午前8時30分から午後4時45分まで	午後零時15分から 午後零時45分まで
B	午前8時30分から午後4時45分まで	午後零時30分から 午後1時まで

(別表第3)

時差通勤4班体制実施庁の勤務時間等表

割振り区分	勤務時間	休憩時間
1班	午前8時30分から午後5時まで	午後零時15分から 午後1時まで
2班	午前8時45分から午後5時15分まで	
3班	午前9時から午後5時30分まで	
4班	午前9時15分から午後5時45分まで	

(別表第4)

時差通勤3班体制実施庁の勤務時間等表

割振り区分	勤務時間	休憩時間
1班	午前8時30分から午後5時まで	午後零時15分から
2班	午前8時45分から午後5時15分まで	午後1時まで
3班	午前9時から午後5時30分まで	

(別表第5)

休憩時間短縮における勤務時間等表（時差通勤4班体制実施  
庁）

割振り区分	勤務時間	休憩時間
1 A班	午前8時30分から午後4時45分まで	午後零時15分から 午後零時45分まで
2 A班	午前8時45分から午後5時まで	
3 A班	午前9時から午後5時15分まで	
4 A班	午前9時15分から午後5時30分まで	
1 B班	午前8時30分から午後4時45分まで	午後零時30分から 午後1時まで
2 B班	午前8時45分から午後5時まで	
3 B班	午前9時から午後5時15分まで	
4 B班	午前9時15分から午後5時30分まで	

(別表第6)

休憩時間短縮における勤務時間等表（時差通勤3班体制実施  
庁）

割振り区分	勤務時間	休憩時間
1 A班	午前8時30分から午後4時45分まで	午後零時15分から 午後零時45分まで
2 A班	午前8時45分から午後5時まで	
3 A班	午前9時から午後5時15分まで	
1 B班	午前8時30分から午後4時45分まで	午後零時30分から 午後1時まで
2 B班	午前8時45分から午後5時まで	
3 B班	午前9時から午後5時15分まで	

(別表第7)

育児等のための早出遅出職員の勤務時間等表

割振り区分	勤務時間	休憩時間
早出3班	午前7時30分から午後4時まで	午後零時15分から 午後1時まで
早出4班	午前7時45分から午後4時15分まで	
早出5班	午前8時から午後4時30分まで	
早出6班	午前8時15分から午後4時45分まで	
2班	午前8時45分から午後5時15分まで	
3班	午前9時から午後5時30分まで	
4班	午前9時15分から午後5時45分まで	
遅出1班	午前9時30分から午後6時まで	
遅出2班	午前9時45分から午後6時15分まで	
遅出3班	午前10時から午後6時30分まで	

(別表第8)

休憩時間短縮における勤務時間等表（育児等のための早出遅  
出職員）

割振り区分	勤務時間	休憩時間
早出4A班	午前7時45分から午後4時まで	午後零時15分から 午後零時45分まで
早出5A班	午前8時から午後4時15分まで	
早出6A班	午前8時15分から午後4時30分まで	
2A班	午前8時45分から午後5時まで	
3A班	午前9時から午後5時15分まで	
4A班	午前9時15分から午後5時30分まで	
遅出1A班	午前9時30分から午後5時45分まで	
遅出2A班	午前9時45分から午後6時まで	
遅出3A班	午前10時から午後6時15分まで	
早出4B班	午前7時45分から午後4時まで	午後零時30分から 午後1時まで
早出5B班	午前8時から午後4時15分まで	
早出6B班	午前8時15分から午後4時30分まで	
2B班	午前8時45分から午後5時まで	
3B班	午前9時から午後5時15分まで	
4B班	午前9時15分から午後5時30分まで	
遅出1B班	午前9時30分から午後5時45分まで	
遅出2B班	午前9時45分から午後6時まで	
遅出3B班	午前10時から午後6時15分まで	

(別表第9)

公務の運営上の事情による早出遅出職員の勤務時間等表

割振り区分	勤務時間	休憩時間
早出1班	午前7時から午後3時30分まで	午後零時15分から 午後1時まで
早出2班	午前7時15分から午後3時45分まで	
早出3班	午前7時30分から午後4時まで	
早出4班	午前7時45分から午後4時15分まで	
早出5班	午前8時から午後4時30分まで	
早出6班	午前8時15分から午後4時45分まで	
1班	午前8時30分から午後5時まで	
2班	午前8時45分から午後5時15分まで	
3班	午前9時から午後5時30分まで	
4班	午前9時15分から午後5時45分まで	
遅出1班	午前9時30分から午後6時まで	
遅出2班	午前9時45分から午後6時15分まで	
遅出3班	午前10時から午後6時30分まで	
遅出4班	午前10時15分から午後6時45分ま で	
遅出5班	午前10時30分から午後7時まで	午後1時30分から 午後2時15分まで
遅出6班	午前10時45分から午後7時15分ま で	午後1時45分から 午後2時30分まで
		午後2時から午後2 時45分まで



(別表第10)

休憩時間短縮における勤務時間等表（公務の運営上の事情による早出遅出職員）

割振り区分	勤務時間	休憩時間
早出1A班	午前7時から午後3時15分まで	午後零時15分から 午後零時45分まで
早出2A班	午前7時15分から午後3時30分まで	
早出3A班	午前7時30分から午後3時45分まで	
早出4A班	午前7時45分から午後4時まで	
早出5A班	午前8時から午後4時15分まで	
早出6A班	午前8時15分から午後4時30分まで	
1A班	午前8時30分から午後4時45分まで	
2A班	午前8時45分から午後5時まで	
3A班	午前9時から午後5時15分まで	
4A班	午前9時15分から午後5時30分まで	
遅出1A班	午前9時30分から午後5時45分まで	
遅出2A班	午前9時45分から午後6時まで	
遅出3A班	午前10時から午後6時15分まで	
遅出4A班	午前10時15分から午後6時30分まで	
遅出5A班	午前10時30分から午後6時45分まで	
遅出6A班	午前10時45分から午後7時まで	
早出1B班	午前7時から午後3時15分まで	午後零時30分から
早出2B班	午前7時15分から午後3時30分まで	午後1時まで

早出3B班	午前7時30分から午後3時45分まで	
早出4B班	午前7時45分から午後4時まで	
早出5B班	午前8時から午後4時15分まで	
早出6B班	午前8時15分から午後4時30分まで	
1B班	午前8時30分から午後4時45分まで	
2B班	午前8時45分から午後5時まで	
3B班	午前9時から午後5時15分まで	
4B班	午前9時15分から午後5時30分まで	
遅出1B班	午前9時30分から午後5時45分まで	
遅出2B班	午前9時45分から午後6時まで	
遅出3B班	午前10時から午後6時15分まで	
遅出4B班	午前10時15分から午後6時30分まで	午後1時45分から 午後2時15分まで
遅出5B班	午前10時30分から午後6時45分まで	午後2時から午後2 時30分まで
遅出6B班	午前10時45分から午後7時まで	午後2時15分から 午後2時45分まで

(別表第11)

育児短時間勤務職員の勤務時間等表（育児休業法第12条第1項第1号職員）

割振り区分	勤務時間	休憩時間
育短A1班	午前9時15分から午後1時55分まで	午後零時15分から午後1時まで
育短A2班	午前9時30分から午後2時10分まで	
育短A3班	午前9時45分から午後2時25分まで	
育短A4班	午前10時から午後2時40分まで	
育短A5班	午前10時15分から午後2時55分まで	
育短A6班	午前10時30分から午後3時10分まで	
育短A7班	午前10時45分から午後3時25分まで	
育短A8班	午前11時から午後3時40分まで	
育短A9班	午前11時15分から午後3時55分まで	

(別表第12)

育児短時間勤務職員の勤務時間等表（育児休業法第12条第

1項第2号職員）

割振り区分	勤務時間	休憩時間
育短B1班	午前8時30分から午後2時10分まで	午後零時15分から午後1時まで
育短B2班	午前8時45分から午後2時25分まで	
育短B3班	午前9時から午後2時40分まで	
育短B4班	午前9時15分から午後2時55分まで	
育短B5班	午前9時30分から午後3時10分まで	
育短B6班	午前9時45分から午後3時25分まで	
育短B7班	午前10時から午後3時40分まで	
育短B8班	午前10時15分から午後3時55分まで	
育短B9班	午前10時30分から午後4時10分まで	
育短B10班	午前10時45分から午後4時25分まで	
育短B11班	午前11時から午後4時40分まで	
育短B12班	午前11時15分から午後4時55分まで	

(別表第13)

窓口対応等業務の休憩時間表 (休憩時間が45分の一般職員)

割振り区分	休憩時間
① a 組	午前11時30分から午後零時15分まで
② a 組	午前11時45分から午後零時30分まで
③ a 組	午後零時から午後零時45分まで
④ a 組	午後零時30分から午後1時15分まで
⑤ a 組	午後零時45分から午後1時30分まで
⑥ a 組	午後1時から午後1時45分まで

(別表第14)

窓口対応等業務の休憩時間表 (休憩時間が30分の一般職員)

割振り区分	休憩時間
①b組	午前11時30分から午後零時まで
②b組	午前11時45分から午後零時15分まで
③b組	午後零時から午後零時30分まで
④b組	午後零時30分から午後1時まで
⑤b組	午後零時45分から午後1時15分まで
⑥b組	午後1時から午後1時30分まで